

令和7年度 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）の概要

◆ **根拠** 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、前年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について国会に報告するもの

◆ **閣議日** 令和8年6月26日（金）

特集 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」について（P.1～5）

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの
- 平成14年に第一次基本計画を策定し、平成23年に一部変更。令和7年6月に第二次基本計画を策定

1 第一次基本計画の見直しの経緯

2 第二次基本計画の概要

- 社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向
- 人権一般の普遍的な視点からの取組
- 各人権課題に対する取組
- 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等
- 計画の推進

令和7年度における人権教育・啓発に関する主な施策

※第二次基本計画における各人権課題の順に合わせ、掲載順を変更

インターネット上の人権侵害に関する取組（P.20～25）

- ・ インターネット上の誹謗中傷や性被害等の根絶を呼び掛ける啓発動画の配信、インターネット広告の実施
- ・ 中高生及び保護者向け啓発冊子の配布
- ・ 中学生等を対象に携帯電話会社と連携・協力したスマートフォン等の安全な利用に関する人権教室の実施
- ・ 「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」の作成、有識者検討会の取りまとめ（インターネット上の書き込みのうち削除されるべきものの基準等について法的に整理）を踏まえた削除要請の実施、プロバイダ事業者等との意見交換

人権侵犯事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	1,824	1,707	1,569



啓発冊子

手引き

トピックス 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備について（こども家庭庁）

- ・ 「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」における議論を経て、「課題と論点の整理」の取りまとめ
- ・ 「課題と論点の整理」に基づく工程表の取りまとめ

女性の人権に関する取組 (P.26~32)

- ・ DVやセクシュアルハラスメントをテーマとする啓発動画の作成・配信
- ・ 女性起業家に対するハラスメントに関する相談の受付の周知

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	383	331	472

こどもの人権に関する取組 (P.8~9、14~15、33~50)

- ・ 児童の権利条約について分かりやすく解説した啓発冊子の配布・啓発動画の配信、いじめや児童虐待等のこどもの人権問題をテーマにした啓発動画の配信、それらを活用した「人権教室」の実施等
- ・ 人権尊重の重要性・必要性について理解を深めるための「全国中学生人権作文コンテスト」の実施
- ・ 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間、「こどもの人権SOSミニレター」、「チャット人権相談（法務局LINEじんけん相談等）」等による相談体制の充実

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	1,527	1,500	2,184



啓発冊子



啓発動画



入賞作文集



SOSミニレター

<人権教育関係>

学校における人権教育の充実、いじめ・暴力行為等に対する取組の推進、こどもの性被害に係る対策

高齢者の人権に関する取組 (P.51~53)

- ・ 高齢者虐待に関する事例や認知症について考えることを通じて高齢者の人権について学ぶための啓発動画の配信
- ・ 高齢者を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信、社会福祉施設における相談体制の強化

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	126	109	86



啓発動画

障害のある人の人権に関する取組 (P.54~64)

- ・ 障害のある人を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信、冊子の配布、シンポジウムの実施、社会福祉施設における相談体制の強化
- ・ 車椅子体験、パラリンピアンによる講話、パラスポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）等と、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」に関する人権教室とを組み合わせた啓発活動の実施

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	180	211	225



シンポジウム

<人権教育関係> 特別支援教育・障害のある人に対する支援の充実

トピックス デフリンピックの東京開催による共生社会の実現に向けた取組

部落差別（同和問題）に関する取組 (P.65~68)

部落差別の解消を呼び掛ける講演会等の実施、啓発動画の配信、冊子の配布、差別を助長するインターネット上の書き込み等に対する削除要請の実施

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	448 (430)	499 (475)	509 (494)

※（ ）内は、インターネット上の識別情報の摘出事案の件数

アイヌの人々の人権に関する取組 (P.69~71)

アイヌの人々に対する国民の理解を促すためのインターネット広告の実施、アイヌの人々の人権に関する啓発動画の配信

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	6	1	0

外国人の人権に関する取組 (P.72~78)

外国人を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信、冊子の配布、共生社会の実現をテーマとしたシンポジウムの実施、人権相談の多言語（約80言語）対応

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	83	98	55

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する取組 (P.79~80)

ヘイトスピーチに関するアニメーション動画を活用したデジタル教材の配信、ヘイトスピーチは許されないことを訴えるポスターの活用、インターネット上のヘイトスピーチの解消に焦点を当てた啓発動画の配信やSNSによる定期的な情報発信

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	—	—	54

※令和7年から集計



デジタル教材

感染症に関連する人権問題に関する取組 (P.81~84)

感染症に関連する偏見や差別の解消に向けた啓発冊子の配布、啓発動画の配信等

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	24	11	11

ハンセン病問題に関する取組 (P.85~88)

元患者及びその家族との協議を踏まえ、関係省庁と連携したシンポジウムの開催、啓発動画の配信等

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	1	0	0

犯罪被害者及びその家族の人権に関する取組 (P.91~95)

犯罪被害者及びその家族の人権に関する啓発冊子の配布等

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	1	6	3

トピックス 法テラスによる犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始

- ・ 法テラスの契約弁護士による包括的かつ継続的な援助（法テラスが費用を負担）
- ・ 刑事手続・民事手続、犯罪被害者等給付金等の支給申請、報道機関への対応等の支援

性的マイノリティの人権に関する取組 (P.101~103)

関係府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進

- ・ 性的マイノリティの人権問題を含めた職場における人権問題を解説した啓発冊子の配布、動画の配信

人権侵犯 事件数	令和5年	令和6年	令和7年
	26	12	9

- ・ 企業等の取組事例を紹介する特設サイトにおける投稿型コンテンツの運用

ゲノム情報（遺伝情報）に関連する人権問題に関する取組 (P.109~110)（厚生労働省）

ゲノム情報に関する基礎的理解を深め、遺伝的多様性を尊重し、相互理解と生命倫理への理解を促進することで、社会全体としてゲノム情報を適切に扱うためのリテラシーを向上

- ・ ゲノム情報による不当な差別等に関する事例収集及び対応方針の整理を開始
- ・ 不当な差別を受けた場面等に応じた相談先の案内、周知の実施

トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

- ・ 中小企業向けセミナー、取組支援セミナーの実施（経済産業省）
- ・ 国際労働基準周知のためのチェックブック（英訳版）の発行（厚生労働省）
- ・ 食品企業における講演の実施や人権尊重の取組に係る事例集の作成（農林水産省）
- ・ 中小企業向けの取組事例集の配布、投稿型コンテンツの周知等（法務省）

トピックス 職場におけるハラスメント対策の推進（厚生労働省）

- ・ 職場におけるハラスメントの防止措置の徹底に向けた事業主への周知、助言指導等
- ・ 職場におけるハラスメントの防止対策を促進するためのハラスメント総合情報ポータルサイトの運営、パンフレット等による周知啓発

令和7年度における人権教育に関する施策【文部科学省関係】

学校における人権教育の充実（P.8）

- 学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱するとともに、人権教育に関する事例や資料を集約・発信するサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う「人権教育研究推進事業」や、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進を図った。

社会教育における人権教育の充実（P.9）

- 社会教育においては、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成や資質向上等の取組を実施。

トピックス

デフリンピックの東京開催による共生社会の実現に向けた取組（P.9～10）

- 令和7年11月、我が国で初めてとなる「東京2025デフリンピック」が東京都を中心に開催された。
- スポーツ庁においては、本大会を契機としてデフスポーツへの理解と関心を高めるため、全国各地のショッピングモール等におけるブース出展やキャラバンカーの巡回、デフアスリートの学校派遣による体験学習等の支援を行った。
- 文部科学省においても、教育現場における聴覚障害への理解を深めるため、「聴覚障害教育の充実事業」として聴覚障害のない児童生徒等が聴覚障害や手話に関する理解を深めるための動画コンテンツを開発した。

いじめ・暴力行為等に対する取組の推進（P.37～39）

- 問題を抱える児童生徒への適切な相談等の支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の整備への支援や、「24時間子供SOSダイヤル」の整備、地方公共団体へのSNS等を活用した相談体制の整備への支援等、総合的な取組を推進。
- 令和8年1月に、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、各学校及びその設置者に対して、児童生徒の安全・安心の確保のために緊急に取り組むべき事項等について通知。

こどもの性被害に係る対策 (P.43~46)

- 生命 (いのち) を大切に、子どもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命 (いのち) の安全教育」の教材・指導の手引き等を作成し、令和3年4月に公表。令和4年度は動画教材や教員向け研修動画の公表を行い、令和4年12月には生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「生命 (いのち) の安全教育」を実施する旨が明記された。
- 令和7年度は、学校等における幼児や児童生徒の発達段階に応じた指導の参考となる指導例動画を作成し公表するとともに、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえ、教材及び指導の手引きを拡充・改訂を行い、より現場のニーズに対応できるものとし、更なる普及・展開を図った。

【「生命 (いのち) の安全教育」教材、啓発資料】

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

くら・かお も だいじだよ

じぶんだけが みたり
さわたりしていいとこ
ろなんだ

性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。
相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。
あなたの「同意」なく、相手が性の境界線を越えることはすべて「性暴力」

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉や言ったり、体を触ったり、見せつける、性的な画像などを見せるなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 年齢・性別にかかわらず被害にあいます。

体に触る性暴力

体に触らない性暴力

- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

性暴力の例【デートDV】

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力

- 暴力を手段として、相手を思いどおりしたり、一方的に言うことを聞かせようとする。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手を怒らしたの、宋陣したりするんが愛情表現
- 愛があれば暴力は許される
- 男は強引なほうがいい、女は柔順にたがうのがいい

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

どのような性暴力があるの？ (例)

同意のない性的な行為

- 同意のない状態でポディタッチ、キス、性交等

痴漢

- じろじる見られて嫌だな
- しつこくデートに誘われる
- 肩を揉まれたけど嫌だな
- 性的なからかいを受けて嫌だな

アルコールや、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力

SNS等を通じた性被害

アダルトビデオ (AV) への出演被害

特別支援教育の充実 (P.58~59)

- 障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導が行われるよう、多様な学びの場を整備。いずれの場においても、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、交流及び共同学習を推進。

障害のある人に対する支援の充実（P.59～60）

- 障害者の生涯学習の支援推進のため、調査研究による現状分析・課題整理に基づき、市町村や民間団体、大学等の多様な主体による障害児者の生涯学習プログラムの開発や、都道府県が主体となる持続可能な体制整備等に関する実践研究を実施。これらの成果の普及や障害に関する理解の促進等を行う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」等の開催を通して、障害者の学びの場の拡大を目指した。

ハンセン病問題に関する教育・啓発活動（P.85～88）

- 関係省庁間の連携の下で一体的な施策を進めるため、令和7年度も、各学校設置者に対して、厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画・冊子、国立ハンセン病資料館の講師派遣などハンセン病に関する教育に有用な資料等の活用を法務省、厚生労働省との連名通知により要請。
- 独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、専門的知見を活用して組織的な取組等を推進する人材の育成を行っているほか、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環としてのハンセン病問題に係る講義動画について周知を図るなど、各学校設置者に対するハンセン病問題に係る情報提供や、指導者の育成及び資質向上の支援等を実施。

性的マイノリティに関する人権（P.101～103）

- 性的マイノリティの児童生徒等へのきめ細かな対応に資するよう、関連通知や教員向けパンフレット等により学校における適切な教育相談の実施等を促したほか、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」、大学等の教職員が出席する会議等での周知等の取組を推進。
- 理解増進法の成立・施行を踏まえ、本法律の趣旨や、文部科学省における性的マイノリティの児童生徒等への対応に関する取組について、教育委員会や大学等に周知を行った。